

平成26年度法務省インターンシップ実習期間・内容一覧

コース	研修課題	受入れ部署	実施場所	受入れ可能人数	実習期間	実習内容	実習形式	実習生への要望
A	施設課の業務と矯正施設の計画について	大臣官房施設課	法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	3名程度	8月～9月の指定する3～5日間	業務説明と矯正施設計画実習	実務部署での受入れ型	大学生又は大学院生で、下記のいずれかを選考していること。 ・工学部建築学科又はこれに類する学科 ・工学部電気学科又はこれに類する学科 ・工学部機械学科又はこれに類する学科
B	少年院における矯正教育の実務について	矯正局少年矯正課少年院係	法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1) 及び 多摩少年院 (東京都八王子市緑町670)	最大5名	平成26年8月25日(月)～同月27日(水)	(法務省) ・矯正局少年矯正課少年院係が所管する業務説明・質疑応答等 (多摩少年院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生(主に男子学生) ・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(法務教官区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。
C	少年院における矯正教育の実務について	矯正局少年矯正課少年院係	法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1) 及び 愛光女子学園 (東京都狛江市西野川3-14-26)	最大3名	平成26年8月25日(月)～同月27日(水)	(法務省) ・矯正局少年矯正課少年院係が所管する業務説明・質疑応答等 (多摩少年院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生(主に女子学生) ・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(法務教官区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。
D	少年院における矯正教育の実務について	矯正局少年矯正課少年院係	瀬戸少年院 (愛知県瀬戸市東山町14)	最大3名	7月～9月の3日間	(瀬戸少年院) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない) ・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(法務教官区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。

E	少年院における矯正教育の実務について	矯正局少年矯正課少年院係	浪速少年院 (大阪府茨木市郡山1-10-17)	最大3名	7月～9月の 3日間	(浪速少年院) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない) ・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(法務教官区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。
F	少年鑑別所における鑑別の実務について	矯正局少年矯正課少年鑑別所係	法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1) 及び 東京少年鑑別所 (東京都練馬区氷川台2-11-7)	最大3名	平成26年8月18日(月) ～同月20日(水)	(法務省) ・矯正局少年矯正課少年鑑別所係が所管する業務説明・質疑応答等 (東京少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生 ・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。
G	少年鑑別所における鑑別の実務について	矯正局少年矯正課少年鑑別所係	法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1) 及び 横浜少年鑑別所 (神奈川県横浜市港南区港南4-2-1)	最大3名	平成26年8月18日(月) ～同月20日(水)	(法務省) ・矯正局少年矯正課少年鑑別所係が所管する業務説明・質疑応答等 (横浜少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生 ・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。
H	少年鑑別所における鑑別の実務について	矯正局少年矯正課少年鑑別所係	大阪少年鑑別所 (大阪府堺市堺区田出井町8-30)	最大3名	7月～9月の 3日間	(大阪少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生 ・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており、指定する実施時期への参加が可能であること。

I	少年鑑別所における鑑別の実務について	矯正局少年矯正課少年鑑別所係	名古屋少年鑑別所 (愛知県名古屋市千種区北千種1-6-6)	最大3名	7月～9月の 3日間	(名古屋少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席, 模擬事例に係る少年簿の作成体験, 心理検査の受検体験, 模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	大学3年次若しくは4年次又は大学院生 ・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・実施は集団方式としており, 指定する実施時期への参加が可能であること。
J	報告書の作成	人権擁護局 調査救済課及び 人権啓発課	法務省 (東京都千代田区霞が 関1-1-1)	2名程度	9月中旬の 5日間	人権侵犯事件の処理 人権啓発活動(研修)の受講等 その他人権擁護行政一般	実務部署での受入れ型	ワード又は一太郎を使用して文書を作成できること。